

**習志野市教育委員会会議録**  
(平成30年第7回定例会)

- |   |      |               |         |     |  |
|---|------|---------------|---------|-----|--|
| 1 | 期 日  | 平成30年7月25日(水) |         |     |  |
|   |      | 市庁舎3階大会議室     |         |     |  |
|   |      | 開会時刻          | 午後1時30分 |     |  |
|   |      | 閉会時刻          | 午後3時43分 |     |  |
|   |      |               |         |     |  |
| 2 | 出席委員 | 委 員           | 古 本     | 敬 明 |  |
|   |      | 委 員           | 貞 廣     | 齋 子 |  |
|   |      | 委 員           | 赤 澤     | 智津子 |  |
|   |      | 委 員           | 植 松     | 榮 人 |  |
|   |      |               |         |     |  |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長        | 櫻 井     | 健 之 |  |
|   |      | 生涯学習部長        | 齊 藤     | 勝 雄 |  |
|   |      | 学校教育部参事       | 小 澤     | 由 香 |  |
|   |      | 学校教育部次長       | 天 田     | 正 弘 |  |
|   |      | 生涯学習部次長       | 岡 村     | みゆき |  |
|   |      | 学校教育部副参事      | 小 平     | 修   |  |
|   |      | 学校教育部副技監      | 江 口     | 浩 雄 |  |
|   |      | 学校教育部副参事      | 府 馬     | 一 雄 |  |
|   |      | 生涯学習部副参事      | 奥 井     | 良 和 |  |
|   |      | 教育総務課長        | 三 角     | 寿 人 |  |
|   |      | 指導課長          | 荒 井     | 英 治 |  |
|   |      | 総合教育センター所長    | 木 下     | 初 恵 |  |
|   |      | 青少年センター所長     | 渡 辺     | 雅 和 |  |
|   |      | 菊田公民館長        | 寄 主     | 義 之 |  |
|   |      | 大久保図書館長       | 岡 野     | 重 吾 |  |
|   |      | 学校教育部主幹       | 村 山     | 貴 弘 |  |
|   |      | 学校教育部主幹       | 田 中     | 憲一郎 |  |
|   |      | 学校教育部主幹       | 小野寺     | 良 夫 |  |
|   |      | 学校教育部主幹       | 齊 藤     | 洋 介 |  |
|   |      | 学校教育部主幹       | 青 野     | 孝 幸 |  |
|   |      | 学校教育部主幹       | 木 村     | 千桂子 |  |
|   |      | 生涯学習部主幹       | 藤 原     | 友 哉 |  |
|   |      | 生涯学習部主幹       | 中 村     | 裕 美 |  |
|   |      | 学校教育課主任管理主事   | 本 間     | 千佳子 |  |

## 4 議題

### 第1 前回会議録の承認

### 第2 報告事項

- (1) 平成30年習志野市議会第2回定例会一般質問等について
- (2) 平成29年度教育費予算の繰越しについて
- (3) 第1回習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会について
- (4) 習志野市学校給食センター建替事業確認書について
- (5) 習志野市子どもの生活に関する実態調査について
- (6) 平成30年度1学期いじめアンケート集計結果と考察について

### 第3 議決事項

- 議案第21号 平成30年度教育費予算案(9月補正)について
- 議案第22号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について
- 議案第23号 平成31年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について
- 議案第24号 平成31年度使用教科用図書の採択について  
(習志野市立習志野高等学校の図書)
- 議案第25号 平成31年度使用教科用図書の採択について  
(小学校「特別の教科 道徳」以外の教科用図書、中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書)

### 第4 協議事項

- 協議第1号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
- 協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について  
平成30年8月22日(水)午後1時30分

### 第5 その他

## 5 会議内容

古本委員長職務代理者が  
平成30年習志野市教育委員会第7回定例会の開会を宣言

古本委員長職務代理者が  
会議規則第15条の規定により、議案第21号、第22号、第24号及び第25号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

古本委員長職務代理者が  
非公開部分の会議録について、議案第21号は、議案が市長から市議会へ提案された後に、議案第24号及び第25号は、教科用図書採択の業務が完了した後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

古本委員長職務代理者が  
本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

古本委員長職務代理者が  
平成30年第6回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

## 報告事項(1) 平成30年習志野市議会第2回定例会一般質問等について (教育総務課)

三角教育総務課長

報告事項(1)は、「習志野市議会第2回定例会の一般質問等について」である。一般質問等の内容を報告する。

一般質問一覧表を見ていただきたい。教育委員会に関する一般質問は、記述のとおり、15名の議員から24件であった。また、市長事務局、こども部の一般質問となるが、3歳児教育及び第七中学校区のこども園についての質問があったので、併せて資料に掲載している。

教育委員会に関連する一般質問について総括すると、学校教育部に關わる質問としては、教員の勤務実態に係るもの、運動部活動の在り方に係るもの、学校施設再生計画に係るもの、小中学校への冷暖房設備の設置に係るもの、教科書採択に係るもの、通学路の安全確保に係るものなどについての質問があった。生涯学習部に關わる質問としては、習志野捕虜収容所関連の資料に係るもの、大久保地区公共施設再生事業に係るものについての質問があった。質疑のあった内容等は、資料に取りまとめをしているので、参照していただきたい。

教育委員会に關わる議案としては、スポーツ施設の使用料改定について、「習志野市スポーツ施設の設置及び管理に關する条例の一部を改正する条例の制定について」を上程し、賛成多数により可決されたところである。また、「小中学校の普通教室すべてにエアコンの設置を求め請願」についても、資料に取りまとめている。

本日は、小中学校の冷暖房設備の設置について、2つ目として、通学路の安全確保について取り上げて説明する。はじめに、小中学校の冷暖房設備の設置については、通告番号10番、市角雄幸議員から質問があった。これまでの教育委員会会議でも説明してきたとおり、トイレ改修など、学校施設の大規模改修工事を最優先課題として計画に取り組んでいることから、現段階では、すべての普通教室にエアコンを設置する予定はない旨、答弁している。しかしながら、異常な暑さとなり、高温が続くこの夏の状況を踏まえ、エアコンの設置は教育環境を改善する有効な手段であると捉えており、現在進めている第2期の「学校施設再生計画」策定作業と併せ、大きな課題の一つとして対応を検討していきたいと考えている。

次に、通学路の安全確保については、通告番号20番、伊藤寛議員から、交通安全、犯罪の防止の観点での質問であった。交通安全上の課題については、警察・保護者代表・学校・市道路課・教育委員会で組織される通学路安全対策協議会を設置し、様々な改善を行っている。また、防犯上課題のある個所については、青少年センターによるパトロールの強化や防犯ポスターの掲示を行うなど、犯罪の抑止に努めているところである。

再質問が3件あった他、要望があったので見ていただきたい、と概要を説明

貞廣委員

季節柄であるが、エアコンの件である。私どもも、できるのであれば、とにかく普通教室に一日

でも早くエアコンを設置していただきたいと常々言ってきたところであるが、予算的な問題で難しい、または施設の安全面の確保ということで大規模改修、または子どもの教育環境の保全ということでトイレの改修を優先するという話を受けて、設置が見送られることは、なかなか呑み難いが致し方ないと感じていた。ただ、御承知のとおり、今年4月に学校の気温の上限が30℃から28℃に変わり、その上でのこの暑さであるため、エアコンの設置の問題は、環境の問題ではなく、おそらく子どもの命に係わる問題になっているかと思う。熱中症の子どもが中学校で1名という答弁があったが、やはりこれも、先生方が子どもたちに水を定期的に飲ませ、教室に風を入れ、休ませ、という学校の大変な努力があつての状況であると思う。事情の変化をしっかりと捉え、早い段階でエアコンを入れられるような工夫と知恵を練り上げていただきたい。本日の説明を聞いていると、今までの説明よりも一歩踏み込んで、「設置に向けて考えたい」というような答弁の印象を受けた。おそらく、その印象どおりであるという期待を込めて、できるだけ早く具体的な検討に着手してもらいたいと思う。その際には、他の近隣自治体では、公費でエアコンを入れることが難しい場合、例えばPFIなどの手法を用いて、民間の活力も借りながら、早めに普通教室に全面配置するという自治体があるとも聞いている。諸々の知恵と手法をリサーチし、できるだけ早い時点で安全な教育環境が確保できるように検討をお願いしたい、と要望

三角教育総務課長

真摯に今の意見を受け止め、内容について早々に検討を進めて行きたい、と回答

赤澤委員

引き続きで申し訳ないが、現状はどのような対応をしているのか。エアコンがない状況で、どのように授業を行っているのか、と質問

天田学校教育部次長

今の学校の現状としては、定期的に水分補給を行う、教室に風を通すというような対応をしている。また、外に行ったり体育など体を動かしたりする場合は、それ以上の注意を払って授業を行っているところである、と回答

赤澤委員

特に、扇風機があるということもないのか、と質問

天田学校教育部次長

扇風機は、各教室に2台程度設置されており、それを稼働して子どもたちは授業を受けている、と回答

古本委員長職務代理者

エアコンは、安全という意味で、緊急に考えなければならない時期だと思うので、ぜひ知恵を絞ってほしい、と要望

教育長

エアコンを入れてほしいという希望はずっと出してきたが、トイレをどうするか、大規模改修をどうするか、エアコンをどうするかと何点も課題がある中で、やはり、学校訪問をしていると、トイレは緊急の課題であると思った。トイレも、あと1年ほどで約8割程度が改修済みになるので、

そこまで行けば、トイレ改修もだいぶできたと言えるのではないかと思う。次は、エアコンと大規模改修を一緒に行っていければ良いと思っていたが、ここにきて地球上がこのような気温になってきたため、話をしていると市長もだいぶ考えてきているように思う。より一層、市長と話をしながら、本市はガス事業があるのでガスで行うという話もあるが、どのような手法があるか、維持費や設置費はどうかかなど、検討を進めて、努力していきたい、と発言

古本委員長職務代理者

必要であるとは全員思っているため、誰もそれについて反対意見はないと思う。みんなで知恵を絞ってやっていただきたい、と要望

古本委員長職務代理者が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

### **報告事項(2) 平成29年度教育費予算の繰越しについて** (教育総務課)

三角教育総務課長

報告事項(2)「平成29年度教育費予算の繰越しについて」説明する。報告事項(2)については、平成29年度教育費予算について、地方自治法施行令第145条第1項及び第146条第2項の規定により、予算の繰越しについて議会へ報告したので、その内容を教育委員会会議でも報告するものである。

平成29年度教育費予算の繰越し事業については、まず、継続費通次繰越しである。2件あり、「第二中学校体育館改築事業」は、2千509万700円を、「習志野文化ホール大規模改修事業」は、68万4千400円を、それぞれ平成29年度の継続費予算額のうち残額を平成30年度に繰り越すものである。

次に、繰越し明許であるが、これも2件ある。「小学校大規模改造事業」は、翌年度繰越し額7億7千401万9千円で、国の補正予算による交付金を活用し、実施するもので、平成30年3月補正対応であり、事業執行の暇がなかったことから、平成30年度に繰り越して事業を行うものである。「中学校大規模改造事業」は、翌年度繰越し額4億8千641万6千円で、「小学校大規模改造事業」同様、国の補正予算による交付金を活用し、実施するもので、平成30年3月補正対応であり、事業執行の暇がなかったことから、平成30年度に繰り越して事業を行うものである。

各事業の契約日及び実施時期等は、備考欄に記載のとおりであるので、参照していただきたい、と概要を説明

古本委員長職務代理者が質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

### **報告事項(3) 第1回習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会について** (教育総務課)

村山学校教育部主幹

報告事項(3)「第1回習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会について」、報告する。

現在の学校施設再生計画は、平成26年度から6年間を第1期計画として策定している。この

計画に基づき、現在、老朽化対策工事やトイレ改修工事など大規模改修工事や改築工事に取り組んでいるところである。

平成30年3月の教育委員会会議でも説明しているが、この学校施設再生計画(第2期計画)の策定にあたっては、専門検討委員会を設置し、取り組むこととし、現在その取り組みを開始した。そして、第1回目の委員会については、平成30年6月29日に開催をしている。

委員としては、学識経験者4名、学校関係者1名、地域の代表1名、保護者代表2名、公募2名の10名の委員で構成されており、別紙のとおりとなっている。委員長は、現在の学校施設再生計画の策定に係る提言書をいただいた時に副委員長であった長澤氏が選任され、副委員長については、千葉大学教育学部の伊坂氏が選任された。

第1回目の議題としては、習志野市の現状を知っていただくため、「習志野市の学校施設をめぐる現状と課題について」を議題としている。この中では、習志野市の児童・生徒数の推移、学校施設再生計画対象施設の概要、文部科学省が出している「長寿命化計画策定に係る手引・解説書」の概要、習志野市全体の状況として、公共施設再生計画などについて、資料に基づき説明を行っている。各委員からの主な意見としては、記載のとおりとなっている。児童・生徒数及び学級数に対する質問や推計方法についての質問、資料の作成方法、今後、議論を進めていく上で必要な資料などについての意見が出されたが、このことについては、次回の会議までには、取りまとめていく。また、委員長より、新しい学校である津田沼小学校を見学したらどうかという話もあった。現在、このことについて調整をしている。

次に、今後の取り組みとしては、第2回として、平成30年8月20日(月)午後を予定している。第3回以降は記載のとおりとなっており、今年度中に提言をまとめていただく予定である。そして、この提言を受けた中で、第2期の学校施設再生計画を教育委員会として策定していく。策定にあたっては、この教育委員会会議において協議・議決をいただき、来年度、計画として決定していきたいと考えている、と概要を説明

古本委員長職務代理者

委員の意見は書いてあるが、回答が書かれていない。今の説明の中で少し出てきたと思うが、委員の意見に対する回答は、次回教えてもらえるということによろしいか、と質問

村山学校教育部主幹

細かい内容については、第2回の会議の時に答えることとなっている。また、検討専門委員会が開かれた後、教育委員会会議でも報告する、と回答

古本委員長職務代理者が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

#### **報告事項(4) 習志野市学校給食センター建替事業確認書について (学校教育課)**

田中学校教育部主幹

報告事項(4)は、学校給食センター建替事業に関して、事業者から提出された「平成29年度事業報告」を受けて、市が作成した確認書を基に、教育委員の方々に報告するものである。

特別目的会社が設立された平成29年4月25日から平成30年3月31日までの期間を対象に、発注者である市が、事業進捗と経営状況を確認したものである。

資料の1の事業概要については、既に教育委員会会議等で報告している内容のため、説明は

割愛する。

資料の2は経営状況についてであるが、平成29年度に実施した業務は、設計協議を経て、基本設計及び実施設計を完了して、平成30年1月25日から建設工事に着工・着手している。資料については、特別目的会社の第1期事業報告、第1期事業報告に係る附属明細書、そして、監査役及び独立監査法人による監査報告書を添付している。

資料の3は所管課による進捗状況等の評価である。事業面においては、先程話したように、平成30年1月に着工し、昨年度は仮設工事、地盤改良工事を完了している。財務面においては、平成29年度計算書類等は、6月29日に出された。決算後、3カ月以内の提出時期か、または提出内容、そして損益計算書等が提案時の収支計画との整合性があるかどうかを確認したところ、問題はなかった。

財務状況については、提出された事業報告書等にて説明する。「事業報告に係る附属明細書」の中にある「貸借対照表」では、「負債の部」の「長期借入金」で調達した資金を、「資産の部」にて、設計業務など「不動産事業等支出金」等に使った結果、負債が資産を上回る状態になっていることがわかる。次に、3ページの「損益計算書」では、平成29年度第1期は、市からのサービス対価の収入はないので、「売上総利益金額」は0円となり、販売費及び一般管理費、支払利息などにより、損失が出ている。この状態は、市からの収入がない平成30年度も引き続き、債務超過と赤字という決算になる。しかし、平成31年度には、施設整備に係る対価、また、開業準備の対価、当年度分の維持管理・運営の対価を収入として計上するので、適正利益の確保及び債務超過の解消が見込まれる。

この決算結果を受けて、確認書の2ページ下段の財務面の欄には、今期の決算内容については、「売上高がないものの、金融機関及び代表企業による融資の実行により、今期の資金需要に適切に対応している」と、表現している、と概要を説明

古本委員長職務代理人

予定どおり、順調に流れているということによろしいか、と質問

田中学校教育部主幹

工事関係及び運営の打ち合わせ等も順調に流れている、と回答

古本委員長職務代理人が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

#### 報告事項(5) 習志野市子どもの生活に関する実態調査について

(学校教育課)

小野寺学校教育部主幹

昨年度、こども部が実施した「習志野市子どもの生活に関する実態調査」について説明する。子どもの生活状況等の実態を把握することで、生活困難が子どもの健康や生活状況に与える影響、また、その要因等について調査・分析するために実施をしたものである。

調査の概要であるが、まず、調査実施の背景を説明する。子どもの貧困の概況は、平成28年国民生活基礎調査によると、平成27年の子ども全体に占める等価可処分所得が一定基準、いわゆる貧困線に満たない子どもの割合、すなわち子どもの貧困率は13.9%となっており、約7人に1人の割合である。国における子どもの貧困対策の推進に関する取り組みとしては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが

健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進しているところである。

本調査は、子育て世帯の経済状況、生活状況、子どもへの影響、支援ニーズ等について調査・分析し、本市の子どもへの支援施策の方向性を検討することを目的として行ったものである。調査の対象は、市立学校及び公立の特別支援学校に通う小学5年生と中学2年生、その保護者とした。調査期間、調査方法や回答状況結果は、資料のとおりとなっている。子ども調査の回収率は96.4%、保護者調査の回収率は57.5%であった。

アンケート結果の分析にあたっては、分類区分の定義として、支援の目を向けるべき要素をもつ家庭として、生活困難層を仮定として定義した。今回の調査結果の家族構成の多くは、父母の年齢が40代の4人家族となっている。あくまでも、この想定をベースに仮定的に生活保護受給額を算定した場合、「③245万円～365万円」の可処分所得の範囲に該当する。

このアンケート結果は、広く子どもの支援施策の充実に向け活用することとしていることから、このラインで定義することは、調査・分析する上で効果的な支援へと結びつくものと考え、本市では、可処分所得の範囲①から③までの世帯を、生活に困難をきたす可能性があるであろう、これはあくまでも仮定の話であるが可能性として定め、傾向を分析することとした。それでは、調査結果についてである。

まず、生活習慣と健康に着目した。視点として、朝食の喫食頻度はどのようになっているのか、起床や就寝時間はどのようになっているのか、自身の健康状態をどのように捉えているのか、健康づくりのための運動習慣はどうしているのか、ということである。朝食の喫食頻度は、8割の子どもが朝食をほとんど毎日食べている、としている傾向があった。平日の起床時間は、小学校5年生、中学校2年生ともに、「午前6時から7時前」としている傾向が多く見られた。平日の就寝時間は、小学校5年生では「午後10時前」、中学校2年生では「午後10時から11時前」としている傾向が多く見られた。子どもの主観的健康状態については、自身の健康状態を「よい」、あるいは「普通」としている子どもは、全体の9割であった。約9割の子どもが、健康のために運動をしている、として挙げられていた。

このことについて、子どもの生活習慣を世帯の可処分所得区分別に見てみると、区分に応じて若干の差はあるものの、実は突出した差として傾向としては表れていなかった。ただ、朝食は、約8割の子どもが「ほとんど毎日食べている」としていたが、朝食の摂取割合については、単に食べたかどうかではなく、「何を」に着目する必要性があるのではないかとということである。社会経済的要因別に主要な食物の摂取頻度を見て、経済的な暮らし向きにおいて優位差がみられているのかどうか、魚や大豆、野菜、果物の摂取頻度、インスタントラーメンやカップ麺、単に食べたかどうかではなく、「何を」に着目して、適切な生活習慣や食習慣、運動習慣を通した子どもの健康を掘り下げ、分析することは必要であり、このことは課題であると捉えているところである。子どもの頃からの不健康な生活習慣の積み重ねが、将来の生活習慣病などの様々な疾患のリスクとなることを考えれば、子どもの食事、生活習慣の確立に着目する必要があると考える。

次に、大人と一緒に食事をとる子どもの生活習慣の傾向を見てみると、まず、家の人と朝食を食べる頻度、または、家の人と夕食を食べる頻度は、資料のとおりとなっている。大人と一緒に夕食や朝食をほとんど毎日食べている子どもの傾向は、午後10時前に寝るとしている傾向が高く表れていた。次で説明するが、インターネットやゲームは、心身ともに健康な生活態度の形成に関わる要素の一つとして挙げることができる。今、ゲーム機を中心にスマートフォン、タブレットなどがあり、たくさんの子どものインターネットを利用し、小学生の段階から長時間利用している傾向が見られる。インターネット等の利用に伴う自分自身に生じる自覚として、睡眠習慣の悪化、食習慣の悪化、家族との直接会話の減少、ネットいじめの目撃などがあるとされている。



る。インターネット等の利用は、その利用状況と心身の健康について正しく理解した上で、上手につき合うことの大切さに気づき、一定のルールで利用していくことが必要なことである。

そこで、インターネット利用からみた子どもの生活習慣の傾向について、説明する。インターネットの利用状況について、平成26年度に行った調査結果と比較してみると、その利用状況に差は見られなかった。ただ、1日あたりのインターネットの利用時間は、増加している。経年比較の結果は、資料のとおりである。インターネットを1日3時間以上利用する子どもは、朝食をほとんど食べない、就寝時間は午後0時以降である、夕飯を大人と一緒に食べるとしている傾向は低い傾向が表れていた。

子どもたちの生活習慣と健康は、密接なつながりがあるものである。子どもが健やかに成長していくためには、早寝早起きで朝食をしっかり食べることが大切なことである。

次に、将来の夢や自己肯定感についてである。将来の夢や目標について、可処分所得区分ごとに見た状況、自己肯定感を可処分所得区分ごとに見た状況は、資料のとおりとなっている。将来の夢や目標、自己肯定感は、世帯の所得に関わらず肯定的であり、家庭環境によらず前向きに考えていることが見えた。

次に、「学び」についてである。学年別の授業の理解度は、資料のとおりである。学校の授業がわかるとしている子どもは、小学5年生で約8割、中学2年生で約6割となっている。資料の表は、学校の授業がわからなくなった時期を表したものである。学校の授業がわからなくなった時期について、小学5年生の回答では小学4年生以前としている子どもが約57%、中学2年生の回答では中学1年生以前としている子どもが約83%であった。学校の授業がわからなくなったとしている子どもは、実は、かなり早い段階からそのような状態にあるということが見えている。この他、回答結果では「わからない」としている子どもが、小学校5年生、中学校2年生ともに約10%程度存在している。この「わからない」ということが、非常に問題であると思っている。

次に、可処分所得区分と授業の理解度であるが、資料のとおりである。学校の授業をわかるとしている子どもの傾向を可処分所得区分ごとに見てみると、可処分所得が低くなると、わかるとしている子どもが減少傾向にあることが見える。授業の理解が遅れる要因を把握し、理解できる学習環境をつくるのが大切なことである。習熟度にあわせた学習支援、家庭環境に応じた配慮が求められるということである。

次に、希望する支援についてである。保護者の希望する子どもや家庭の支援策は、資料のとおりである。多くの保護者が希望する子どもや家庭の支援については、学年を問わず保護者全体で見ると、急な用事があった時の一時的な子どもの預かりであった。また、小学5年生の保護者からは、「地域における子どもの居場所」を、中学2年生の保護者からは、「学習支援」とする声が高く挙がっている。「学習支援」を希望する保護者を可処分所得区分ごとに見ると、資料のとおりの結果になった。これは、保護者の8割が希望していることが伺え、可処分所得区分に関わらず全体的に多くの保護者が学習支援を求めているというものであった。子どもの居場所づくりや学習支援など、年齢や家庭環境に応じた支援を確立することが求められている。

最後となるが、今後の取り組みとしては、今回のアンケート調査結果を踏まえ、広く子どもの支援施策の充実につながるように活用したいと考えている。効果的な施策については横断的な対応が必要なことから、今後、全庁的な視点に立って検討していく。また、この検討内容については、必要に応じて教育委員会会議の中で提案・提示をし、教育委員の方々からアドバイスをいただければと考えているところである、と概要を説明

赤澤委員

先ほど説明もあったが、「調査結果のまとめ」の中の「健康について」で、欠食頻度と健康さ、

「幸せだと思う・思わない」ということの相関がグラフからわかったとのことだったが、原因と結果の関係で言う場合、早寝早起きで朝食をしっかりと食べることが幸せだと思ったり健康状態が良くなったりすることになるのか、幸せだと思わなかったり健康状態の良くなかったりする子どもが、寝る時間が遅かったり朝ご飯を食べなかったりするのか。つまり、朝食を作ってくれない、寝る時間が遅くなってしまったといった親の子育て環境や不規則な生活が基にあるからなのか。どちらが原因でどちらが結果かということとはわからないのではないかと質問

小野寺学校教育部主幹

確かに、その辺についてはしっかりと分析をする必要があると思っている。これは一連として示しているが、朝食をしっかりと食べている子どもについては、将来の夢や自己肯定感をしっかりと持っている傾向が見えている。やはり、家庭との関わりの中で、保護者とどのような会話をしているか、朝食・夕食をどのように食べているかについては、自身の健康状態を左右する大きな要素の一つであることは間違いないと考えている。もう少し掘り下げて分析し、何が支援できるのか、また、家庭において何を求めているかについて、しっかりと対応策を考えていきたい、と回答

赤澤委員

説明を否定するわけではないが、可能性として分析をよろしく願いたい。それに伴い、「自身の幸福度」の結果の中で「幸せだと思う」ということと選択肢の関係が、子どもの方は相関が見られないが、親の方は見られているということなので気になった、と発言

貞廣委員

この件については初めてではなく、何度か説明を受けているかと思うが、社会的・経済的な家庭の事情によって問題がより深刻化するという背景があるものの、現代の子どもたちが一般的に抱えている問題を析出しているかと思う。その上で、3点言いたい。一つは、ネットの利用と子どもの生活習慣等についてである。ネットの利用が過剰に長いことも問題だと思うが、ネットを利用して何をしているかが問題で、動画を見ているのならまだ良いが、WHOが規定しているゲームの依存症の問題がある。ゲーム依存症は病気となっているので、この辺り、習志野市の子どもたちは大丈夫かということ絶えずキャッチをすることが求められているかと思う。今後、調査項目などを少し工夫し、よりつぶさにその辺りを予防的に取り上げてほしい。もう1点は、学びの状況についてで、何度も言っているとおり、学力の格差が誰の目に見えても顕在化するのは小学校4年生くらいからであるが、小学校4年生でわからない子は小学校1年生からわからない。小学校1年生から中学校3年生、高校までずっとわからないで机に座っていると、非常に切ない。ぜひ、学校の先生にもアンテナを高く持ってもらい、そういう状況が生まれないように、早めに手立てを講じてほしい。また、小学校1年生、2年生の先生の問題だけではなく、中学校の先生もこの子たちがどのような学び方をしてきたのかというような小学校の学びについてもぜひ、積極的に知る機会を設け、中学校になったらどうにもならないではなく、小学校のかなり早い時点で帰って学び直しをしてあげるにはどうしたら良いかを考える機会を増やしてほしい。もう1点は、希望する支援についてであるが、保護者の方が、小学校5年生の段階では「地域における子どもの居場所づくりの支援」を、中学校2年生の保護者では「学習支援」とあるが、これは決してこの2つが分断されたものではなく、合わさった1つのものであると捉えることをぶれないでほしい。全国の様々な自治体の状況を見ると、学習支援を行うにあたって、学習塾など教育産業にこの事業を委託するという事例が大変増えている。その際に、今まで行っていた居場所づくりが抜け落ちてしまい、学習支援だけが独立して行われるという事例も少なからず出てきていて、

大変問題だと思っている。特に、社会的・経済的に厳しい状況にある家庭の子どもの学習支援は、学習支援の以前に「おかえり」と言ってくれる大人の存在や気にかけてくれる大人が夕方の時間帯にいるなど、居場所があってこそそのプラスの学習支援であるため、習志野市はそのようなことをしていないと思うが、この2つを別のものとして切り離さず、2つあっての合わせ技一本の事業であることを再度確認してほしい、と要望

小野寺学校教育部主幹

まず、インターネット利用については、決してマイナス要素ばかりではないし、否定をするものでもないと思っている。ただ、先ほども述べたとおり、日常生活の中で自らコントロールすることも大切であるし、正しく安全で健康にインターネット利用ができるようにするには、学校現場でも指導するなど、子どもに正しい理解をさせていく必要があると思っているところである。これは、実態は実態として受け止め、分析をし、何らかの方策に繋げていく必要がある。次に、学びの件であるが、先ほどわからなくなった時期をグラフで説明した。授業がわからなくなった子どもは、実は早い段階であるということについては、平成30年2月に行われた総合教育会議の中でも貞廣委員からも意見としてあった。確かに、小学校1、2年生の時点でわからなくなっているという子どもは10%、わからなくなった時期がわからないという子どもが10%で、やはり、その子に寄り添った丁寧な学習支援をしていくということは、大変重要であるということはこの結果で明らかになったと思っている。このことについても、子どもの学習力の向上に繋げるには、どのような対応をするべきかということはいっかりと受け止めなければいけないと考える。また、子どもの居場所と学習支援ということで、保護者の問いかけとしては、学習支援としての子どもの居場所ということも多聞にあると思う。子どもが健全に育っていく居場所をどのように整え、提供していくかということについては、今、委員からいただいた意見も含め、何ができるのかということを中心に全庁的な視点に立って検討し、効果的な施策に繋げていきたいと思っている。このことは、「子ども・子育て支援事業計画」の中にも、行政として何ができるのかということも位置付けなければいけない項目である。改めて協議していきたいと思っているので、またアドバイスをいただけたらと思う、と回答

古本委員長職務代理者

朝食の状況については調べているが、夕食は調べていくのか、と質問

小野寺学校教育部主幹

夕食の状況についても調べている、と回答

古本委員長職務代理者

それは資料に記載されているのか、と質問

小野寺学校教育部主幹

資料の概要版には付けていないが、本編では夕食の状況も記述している、と回答

古本委員長職務代理者

学校の授業がわかる子どもを可処分所得区分ごとに見ると、可処分所得が低くなれば低くなるほど、わかる子どもが減少しているとなっているが、これは例えば、塾に行っている頻度なども関連しているのか、と質問

小野寺学校教育部主幹

傾向としては分析できるものであり、「子どもの放課後の過ごし方」という中で、「塾」という項目がある。この「塾」と可処分所得を併せて分析をすることはできる、と回答

古本委員長職務代理者

わかる子どもたちというのは、実は授業後の授業のサポートのようなものや塾に行くなどして補っているかもしれないし、もしそれがそういうもので補うことが可能であれば、先ほども言った学習支援や家でなくても授業が終わったら帰る場所というところを、行政としてサポートできることがあるのではないかと思い、質問した、と発言

小野寺学校教育部主幹

そのような視点に立って、行政として何ができるのか、学習支援に繋がられるような分析に繋げて行きたいと思う、と回答

古本委員長職務代理者

非常に実りのある、先のことが色々わかる良いアンケートだと思うのでこのまま続けてほしい、と要望

古本委員長職務代理者が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は了承された。

## 報告事項(6) 平成30年度1学期いじめアンケート集計結果と考察について (指導課)

荒井指導課長

本日の説明内容は、いじめアンケートの結果について、「報告1 習志野のいじめ問題の現状」、「報告2 市立小中学校の取り組み」、そして最後に、「いじめアンケートのマークシート方式の採用について」、大きく3点について説明する。

いじめアンケートについては、記名式と無記名式を実施している。理由としては、まず記名式を行うことで全体の把握をする。全体の把握をした時に、それぞれの子どもたちからいじめという結果が出てきた場合、教育相談等で確認する。教育相談の後、いじめがどうなっているのか把握するために無記名式を行っているものである。

続いて、「いじめられたか」という問いの結果である。これについては、小学校では「はい」が15%、「わからない」が6%、「いいえ」が79%となっている。中学校については、いじめを訴えた生徒が2%、「わからない」が同じく2%、それ以外は「いいえ」という結果になっている。

いじめがあったという訴えの件数を学年ごとに見ると、学年が上がるほど訴えは減少する傾向にある。これについては、ほぼ毎年共通した結果となっている。小学校低学年のうち、いじめの定義がなかなか理解できず、友達から嫌な思いを受けたということを思い出し、訴えに来る傾向がある。訴えがいじめであるかどうかはともかく、他者とのコミュニケーションの仕方や集団生活の仕方の初歩を学ぶ時期であるため、教師は子どもの思いを汲み取り、適切に指導していくという地道な対応が重要となってくる。

次に、平成25年度からのいじめ認知件数である。今年度の1学期の件数は、例年同様の数となっている。各年度とも、1学期に認知件数が一番多くなり、2学期、3学期と減っていく傾向であ

る。学級が変わり、新しい友達と人間関係を築く1学期に数が増え、2学期、3学期と担任の指導の下、交友関係が安定してくると考えられる。

次に、いじめの内容であるが、小中ともに「からかい」が最も多くなっている。また、これがいじめの入口ということで、全国的にも同じようなパーセンテージが出ている。軽率な言動が人を傷つけることがわかること、相手の立場になって考えるという感性が、子どもたち一人ひとりに必要であると考えられる。続いて、スマートフォン・メール・SNS等のパーセンテージを見ると、小学校では合計で1%だが、中学校では合計7%で、パーセンテージとしては低いが、今後一層の情報化社会の進展が訪れることから、当然、インターネットを通じたいじめはさらに拡大していくことが考えられる。

次に、いじめの相談内容である。小学校では、いじめを「相談した」が72%、「相談しなかった」が28%、中学校では、「相談した」が63%、「相談しなかった」が37%であった。相談した相手の区分は、小学校では「家族」が1位、「担任」が2位となっている。同様に、中学校でも「家族」そして「担任」が1位、2位となっている。全国的には担任への相談はかなり低いということが結果として出ているが、本市ではかなり高いと考えている。

今年度、新たにアンケートの項目として「なぜ相談しなかったか」あるいはできなかつたのかを追加した。想定を選択肢としては、「相談しなくても解決できる」、「相談するといじめがひどくなる」、「誰に相談してよいかわからない」、「相談することが恥ずかしい」、「相手に迷惑をかけたくない」を考えた。「なぜ相談しなかったか」という部分での具体的な結果であるが、先ほども示したとおり、ほぼ、我々が想定したものが均等に出てきており、小学校では一番多いもので「誰に相談してよいかわからない」が24%だが、大きな差が無いことがわかった。やはり、できない理由は多様であり、「その他」が14%ある。同様に中学校については、成長の過程の中で「相談しなくても解決できる」という考え、「いじめがひどくなりそうである」ということが結果として出ている。その他の理由として、次のようなこともあるように感じた。小学校では「いじめた人に迷惑をかけたくなかった」、「友だちがいなくなってしまう」、「言っても聞いてくれなさそう」、中学校では「嫌がらせをしてくる人がめんどくさい」、「興味がない」、「相談する暇がない」という非常に個別の意見であるが、このような「その他」の理由も出ている。

このアンケートの結果からわかることとして、「年齢が上がるにつれ、いじめの訴えは減るが、個々の問題は深刻化している」ということが言える。また、「年代が上がるにつれて、いじめが発生する範囲は広がる。そして、SNSなどのネットの中のいじめも、今後対応を強化していくべき課題となる」と考えている。また、「からかいを初めとするいじめに対し、道徳教育を要とした、子どもの感性を育てる教育が必要である」、「いじめを相談しない理由は様々である。それは子どもたちの成長や思いに応じた対応が必要である」ということが、まとめとして挙げられる。

続いて、「報告2 いじめ未然防止のための習志野市小中学校の取り組み」である。まず、小学校であるが、異学年との交流、縦わり活動を行っている。例えば、1年生を迎える会、なかよし集会、手つなぎ遠足、縦わり清掃などの活動の中で、高学年の児童がリーダーとなり活動の計画を立てるとともに、常に下級生に思いやりを持ち、そして下級生はその上級生の優しさに触れながら、自分自身も友達に思いやりを持って接する気持ちを育てることが趣旨となっている。次に、環境や雰囲気づくりである。いじめをなくすことを児童らに考えさせること、標語やスローガンなどを表にして表し掲示することによって、一人ひとりの考えを持続させ広げ、学年、学校、学級の雰囲気づくりに取り組んでいる。また、教室にあふれさせたい言葉として一人ひとりが思いを一つの紙に書く手法もある。次に、全職員が全教育活動の中でいじめの防止を図るという内容である。全校集会での校長の話、生活アンケートの活用、あいさつ運動、命の授業などである。特に、命の授業では助産師を講師に招き、命のはじまりから胎児の成長と誕生、保護者の願い、

生と死などを通じて命の大切さについて子どもたちに学ばせていくことを行っている。

中学校では、イエローリボン運動を実施している。これは、人の心という目に見えない抽象的なものをバッジやリボンにすることによって意思表示をするものである。また、「いじめは犯罪です」と子どもたちが書いたものを掲示するなどの活動である。また、いじめ撲滅の劇を行ったり、犯罪被害者の会の方の講話を聞いたり、命の大切さを学ぶといったことを行っている。いずれにしても、小中学校とも現在、道徳教育の充実を中心に心の教育・心の育成を図っているところである。

最後になるが、昨年度様々ないじめに関する会議の中で、先生へのアンケートを取る集計の負担が大きいのではないかという意見をもらった。マークシートシステムを教育委員会で作成し、各学校にできるだけ効率よくアンケートの集計をしてもらえよう、工夫をした。課題や成果はあるが、今後より良いものにしていきたいと考えている、と概要を説明

#### 古本委員長職務代理者

相談できなかった理由の中身を見ると、「相談しなくても解決できる」、「いじめがひどくなりそう」、「誰に相談してよいかわからない」、「恥ずかしい」など、いじめが犯罪で、困っている人たちがこのように考えていることを表していると思うが、逆にこれは私たちの改善点と考え、上手く周りの人間を活用できれば良いのではないかと思う。もし、恐喝された時に素直に警察に相談できれば犯罪がなくなるのと同じように、いじめられた時に「いじめはひどくならないよ、私たちが解決できるんだよ」とか、「迷惑をかけると言うけど、迷惑ではないよ」など、そのようなことを私たちが子どもたちに信じさせる、思わせることができれば相談できないということはないかと思う。このようなことがあるということは、逆にそれだけ私たち大人に対する信頼感が無いということになるので、改善の余地があると思うがいかがか、と質問

#### 荒井指導課長

やはり、今回このアンケートの中で、新たに「なぜ相談できなかったか、しなかったのか」という項目を設置したことで、非常に子どもたちが細かい内容について様々なことを考えていることがわかった。大きく言うと、我々が考えていた選択肢は、全国の「相談しなかった」というアンケートと共通させているが、やはり、ほぼ全国と同じような結果であった。理由で回答されたところが、本当に一人ひとりの子どもたちに対する個々の対応が必要と感じている。それは、パーセンテージとしては小学生の場合、1年生は43人が「誰に相談したらよいかわからない」ということで、5割を超えている。そのため、そういった理解ができていないこともあるし、逆に中学生で言うと「自分で解決できる」が6人、「いじめがひどくなるのではないか」が6人と挙がってきているからである。現場としては、個々の教育相談をより綿密にしていく必要があると痛切に感じた、と回答

#### 古本委員長職務代理者

日々、先生たちや生徒会を含めて、いじめを減らそうと努力している中で、だんだんとより細かいところを攻めていかないと、ある程度からなかなか数が減らないようになると思う。大変だと思うが、これは絶対になくさなくてはいけない問題であるため、このようにアンケートを考察しながら次に繋げて行ってほしい、と要望

#### 赤澤委員

アンケートを2種類行っていて、記名式を行うことでいじめられている子どもを把握できるということだと思うが、資料に「無記名式アンケートでは記名式アンケートよりも件数が減る」という項目

があるが、無記名式にすることで認知件数が減るといったのはどういうことなのか教えてほしい、と質問

荒井指導課長

記名式アンケートを先に行き、個人が特定される状態で学級担任がその子と面談する。そのことによって、問題を解決するというのが先に行われる。学校の状況により、その1、2週間後に再度、各学級で無記名式アンケートを行う。無記名式アンケートは、その問題が本当に解決したか、解決していないかを確認する内容のアンケートであるため、数としては必ず減る。ただ、いじめが継続している子どももいるため、ゼロにはならない、と回答

赤澤委員

そういうことなら、その差が解決された件数という解釈で良いか、と質問

荒井指導課長

そうである、と回答

古本委員長職務代理者が他に質疑なしと認め、報告事項(6)は了承された。

**議案第23号 平成31年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について**  
(学校教育課)

天田学校教育部次長

議案第23号「平成31年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について」、説明する。本議案は、習志野市立習志野高等学校管理規則第24条の規定により、平成31年度習志野高等学校第1学年入学者の選抜方法について、制定するものである。

現在の入試制度は、平成23年度入試より実施しているものであり、前期選抜、後期選抜の形をとっている。前期選抜については2日間で、後期選抜については1日間で実施する。前期選抜での入学許可候補者の定員については、普通科で60%、商業科で80%以内となる。習志野高等学校第1学年の入学者選抜要項については、平成31年度千葉県公立高等学校入学者選抜要項及び同、実施細目に準ずることになる。

今年度の主な変更点については、新旧対照表の7、選抜方法を見ていただきたい。昨年度までは、志願者に志願理由書の提出を求め、審査の対象としていたが、今年度から志願者の負担を減らすため、志願理由書の提出を求めなくなった。その代わりに面談を重視していく。その他の変更点は、学力検査日等の各種日程になる。これは、平成31年度千葉県県立高等学校入学者選抜の日程及び方法と同一日程としている、と概要を説明

古本委員長職務代理者が質疑なしと認め、採決の結果、議案第23号は全員賛成で原案どおり可決された。

**協議第1号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について**  
(教育総務課)

三角教育総務課長

協議第1号「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」、説明する。

これについては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとなっている。点検・評価の対象は、習志野市の教育課題を踏まえた「平成29年度習志野市教育行政方針」に基づく事業・施策に対する取り組み状況、平成29年度に作成した報告書において課題となった事項への対応の状況である。また、点検・評価の方法は、事務局内で点検を行い、第三者評価を経て、教育委員による点検・評価を行うこととなっている。

はじめに、報告書(案)について説明する。これは、教育委員会の活動及び運営状況をまとめたものである。

次に、「平成29年度教育行政方針」に基づいた各課の取り組みに対する担当課・事務局の自己評価である。10ページは、基本方針1における、具体的な施策・小施策ごとに、主な取組と成果、取り組んだ結果の「今後の課題と方向性」を示している。以下、20ページまで同様となっている。

次に、21ページは昨年度、平成29年度の報告書における評価において、今後の課題と方向性として示された事柄に対して、その後の取り組みを再評価したものである。

27ページは、昨年度の報告書における再評価が、達成度CまたはDであったものについて、その後の取り組みを再々評価した結果をここで示している。

最後に、7ページから9ページは、これらの評価を受けての総括的 point 検・評価で、今回協議していただく際の資料として、事務局でまとめた内容を記載している。

続いて、概要版(案)について説明する。概要版は、平成27年度より作成しており、今年度が4年目に当たる。3年間で18の基本方針を網羅するよう考えており、施策の中から数値で表せるような内容で、顕著に実績を伸ばしている施策、継続的な取り組み、更なる取り組みが必要な施策について、解説を加えてまとめている。この内容について、簡単に説明する。

1ページは、基本方針2「子育て・子育て支援の充実」に基づく事業で、預かり保育の実績を上げている。2、3ページの基本方針3「信頼を築く習志野教育の進展」では、いじめ・不登校に関する施策で、一昨年度、昨年度も取り上げたものである。4ページでは、同じく基本方針3「信頼を築く習志野教育の進展」であるが、施策2「特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展」の中で、特別支援学級の児童生徒数の推移を実績のある施策例として取り上げている。5ページ目は、基本方針4「子どもの生きる力を育む教育の充実」で、施策3「健やかな体を育む教育の推進」を更なる取り組みが必要な施策として取り上げた。6、7ページ目は、基本方針5「子どもの未来へつなげる教育の展開」、施策3「安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開」の中で、けがの発生件数、時間、場所等を表とグラフで表したものである。各学校では、この結果を分析し、安全・安心な学校づくりを進めていく必要があると捉えている。8ページについては、基本方針7「社会教育の充実」で、施策1「学習機会の充実」を取り上げた。9ページ目は、基本方針10「生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進」、施策1「する・みる・支える」スポーツの推進」の中で、習志野スポーツ奨励大会参加者の推移を示している。5ページで触れた、学校における運動能力の向上と、生涯スポーツにおける、親しみながら、楽しみながら体力の向上を目指すことを両輪として、体力・運動能力の向上を図っていきたいと考えている。

最後に10ページ目は、基本方針14「地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり」、施策1「地域住民との協同による防犯・補導活動の推進」の中で、補導件数の推移を取り上げている、と概



## 要を説明

### 貞廣委員

今年度の報告書についてということではないが、今後、できれば検討していただきたいことについて意見を述べる。私自身、毎年これを見ても全てつぶさに理解することはできないため、教育委員会事務局での自己評価をした上で、専門性を持った第三者の評価を受けた報告書を再検討させていただいている、という安心感の下に見ている。今回、第三者評価をした方の氏名や所属が資料に載っており、それぞれ素晴らしい見識の方で、まさしく教育の施策等を評価するにふさわしいと思うが、見た限り、おそらく学校教育に特に造詣の深い方であると思う。もし、もう一人増やすことができるのであれば、来年度以降は社会教育や生涯学習、スポーツ等に特に専門性の高い方に第三者として入っていただき、その辺りもしっかりと点検・評価をする方がよろしいかと思う。私どもも、協議する上でも安心できるので、今後検討してほしいと思う、と要望

### 三角教育総務課長

そのような観点での評価も含めて必要になってくるかと思う。ぜひ、検討し、実現できるように努めたいと思う、と回答

### 古本委員長職務代理者

概要版の資料2ページのグラフが、中学生だと未解消が80%を超えるようになっているので、誤っているようであれば修正した方がよいかと思う、と発言

### 三角教育総務課長

グラフをしっかりと確認して修正する、と回答

古本委員長職務代理者が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し、平成30年8月22日(水)午後1時30分に決定された。

＜議案第21号、第22号、第24号及び第25号については非公開。

ただし、議案第21号については、平成30年8月30日をもって市長から議会へ提案されたため、議案第24号及び第25号については、平成30年8月31日をもって業務が完了したため、会議録を公開する＞

## 議案第21号 平成30年度教育費予算案(9月補正)について

(教育総務課)

### 三角教育総務課長

議案第21号「平成30年度教育費予算案(9月補正)について」、説明する。今回、提案する議案は、平成30年度9月補正予算として教育委員会会議にて議決後、市長に申し入れを行うものである。

(1)歳出概要及び財源内訳についてであるが、1番「小学校施設改善整備事業」は、申入れ額3千197万5千円、2番「中学校施設改善整備事業」は、申入れ額671万8千円で、これらについては、大阪北部地震によるブロック塀の倒壊事故発生に伴い、市内小中学校のブロック塀を調査した結果、倒壊の可能性のあるブロック塀を確認したことから、当該ブロック塀を改修するための設計業務委託料及び工事費について、増額補正を行うものである。改修を行う箇所は、事業概要欄に記載のとおりである。

まず、メールでもお知らせした大久保小学校のプール脇ブロック塀であるが、上下で色が違っている。ここは坂道になっているが、奥に見える電柱のあたりが一番ブロック塀の高さがあるところで、大体これで2.7メートルある。現行の建築基準法では2.2メートルまでであるが、過去においては3メートルでもよかった時期もあるので、これが既存不適格なのか、基準に合っていなかったかは、ブロック塀の建造年度が確定できていないため、はっきりとしていない。ただ、2.7メートルという高さであり、大阪府の事故も同じように継ぎ足したブロック塀で起きたことを加味し、早々に撤去したものである。撤去については、既に終了している。ただ、下の部分については、この状態のままというわけにはいかないため、今回の補正予算の中で、どのような改修ができるかといった部分も含め、設計費用を計上している。次に大久保東小学校のプール機械室のブロックの壁であるが、ブロック造の建物となっており、老朽化もしているため、これが構造上耐えられるものなのかという点も含め、改修のための設計費用を計上している。次に、鷺沼小学校のプールであるが、ここは擁壁の上にブロック塀が建っており、擁壁から考えると相当程度の高さがあるため、高さの制限もかかってくる。また、このプール脇のブロックについては、老朽化や破損も著しいため、そのような点も含め、今回工事で撤去、目隠しフェンスの設置の予算を計上している。大久保東小学校の隣接地との境界となるプール脇のブロック塀は、控え壁が上まで届いていないので、このような点も含め、改修が必要と考えている。第二中学校については、隣接地との境界にある傾きの見られる万年塀が残っているため、撤去と目隠しフェンスの設置を予定している。また、ブロック塀では控え壁が基準では3.4メートル以内の間隔でなければいけない規定となっているが、これは6メートルの間隔があり、破損も見られるため、撤去と目隠しフェンスの新設を予定し、予算を計上している。小学校と中学校の施設改善整備事業については、以上のとおりブロック塀への対応といった予算の増額を計上している。

3番「少年自然の家管理運営費」は、申入れ額1千774万5千円で、鹿野山少年自然の家の空調用ボイラーが平成5年に設置以来24年を経過し、耐用年数の15年を大きく超えていることから、改修工事を行うものである。この他、ボイラーから排煙する煙突についても併せて改修工事を行うものである。これらは、今年度5月から改修のための設計業務委託を行っており、概算の工事費が積算されたことから、今回、工事費について増額補正するものである。なお、改修工事については、セカンドスクールの利用がない3月中旬以降に実施する予定である。財源については、全額が一般財源となっている。

4番「給食センター建替事業」は、学校給食センター施設整備費について、当初予算にて学校施設環境改善交付金1億9千759万円を見込んでいたが、現時点で交付決定がなされていないことから、歳入の減額補正をするものである。なお、このことと併せ、地方債の増額補正を行うものである。

以上が、9月補正として市長に申入れるものである、と概要を説明

古本委員長職務代理者が質疑なしと認め、採決の結果、議案第21号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第22号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について**

(教育総務課)

三角教育総務課長

習志野市通学区域審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第22号は原案どおり可決された。

**議案第24号 平成31年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の  
図書)** (学校教育課)

天田学校教育部次長

議案第24号「平成31年度習志野市立習志野高等学校使用の教科用図書の採択について」、提案する。本件は、習志野市立高等学校管理規則第15条の規定により選定された教科用図書について、習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号の規定に基づき提案するものである。

選定に至るまでの経緯については、学習の系統性を十分考慮し、学校内の各教科部会での検討、教務部と各教科主任等による検討の後、職員会議を経て、校長による公正かつ公平な選定が行われた。

平成31年度使用として、新たに選定された教科用図書は、全日制の課程で59冊中、8冊である。詳細については、教科書選定理由書を見ていただきたい。なお、教育委員会会議後、平成31年度使用の教科用図書の需要数について、千葉県教育委員会教育長宛、習志野高等学校長より「第2表 平成31年度使用教科書一覧表」をもって、報告するものであることを理解していただきたい、と概要を説明

各委員が、選定された教科書を閲覧

古本委員長職務代理者が質疑なしと認め、採決の結果、議案第24号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第25号 平成31年度使用教科用図書の採択について(小学校「特別の教科 道徳」以外の教科用図書、中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書)** (指導課)

荒井指導課長

「平成31年度使用教科用図書の採択について」、説明する。これは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、学校教育法第34条、第49条及び附則第9条に規定され、習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号に規定する、平成31年度小学校「特別の教科 道徳」以外の教科用図書、中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書及び特別支援教育使用の教科用図書の採択について審議いただくものである。

まず、小学校「平成26年度に採択された教科用図書」の採択についてであるが、義務教育諸

学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項の規定に基づき、同一の教科用図書を採択する期間は4年とされている。前回の採択は平成26年度であり、本来ならば平成30年度は小学校「特別の教科 道徳」以外の教科用図書の採択年度である。しかしながら、小学校の新学習指導要領の完全実施が平成32年度であることから、平成29年度文部科学省の検定において、小学校における新たな図書の申請がなかったため、4年間の使用実績を踏まえ選定した、平成26年度に採択された教科用図書を継続して採択することについて、諮るものである。

次に、小学校の平成29年度に採択された教科用図書である。「特別の教科 道徳」については、同一の教科用図書を採択する期間が2年、及び中学校「平成27年度に採択された教科用図書」については、同一の教科用図書を採択する期間が4年であることから、昨年度と同一の教科用図書を引き続き選定している。

したがって、本年度は、新たな採択となる、中学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書、及び特別支援教育使用の教科用図書について、葛南東部採択地区協議会で調査研究や協議を行った。研究調査委員は、県が選定した中学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書8者分及び新たに県が選定した特別支援学級で使用する一般図書、新たな3冊について、「内容」、「組織・配列」、「表現」、「造本」の4つの視点で研究調査を行った。

平成30年7月20日(金)に開催した、平成30年度第2回教科用図書葛南東部採択地区協議会において、研究調査委員からそれぞれ教科用図書や一般図書の特徴について、公正公平かつ細部にいたるまで丁寧に研究調査した結果について、報告があった。協議会では研究調査委員の報告を基に、協議会の委員による議論を経て、選定された。

まず、中学校で使用する「特別の教科 道徳」については、光村図書の教科用図書を選定した。県が選定した8者のいずれの教科用図書も、「内容」、「組織・配列」、「表現」、「造本」の4つの視点について、遜色なくつくられており、道徳の教科化のポイントである「考える道徳、議論する道徳」を実践していくのにふさわしい教科用図書であった。内容的には、別冊ノートの有無や教科書のサイズ、教材の内容・バランス、発問等についての議論がなされた。

議論のポイントとしては、本市の指導重点事項の「発問・板書・ノート指導」を観点として議論した。具体的には、1点目として造本の観点から、別冊ノートを使用していないことである。別冊ノートについては、授業の構成がしやすいメリットもあるが、決められた発問に沿った思考になってしまうデメリットもある。本市では、ノート指導に力を入れており、生徒も教師もノートづくりに力を注ぎ、教師はノート指導につながる板書をする力を向上させているところである。また、普段から、他の教科でも扱い慣れているB5判で携帯しやすい点である。2点目として、人気のアーティストの歌詞やスポーツ選手関連の教材、現代的課題など教材のバリエーションが豊富である。教材の表題部分に、はっきりとした学ぶことが明記されておらず、様々な視点を持ちながら主体的に考え、深めることができるという点である。3点目として、教材の終わりに「学びのテーマ」があり、1時間の展開がわかりやすくまとめられている。具体的な発問が示されており、学級の実態に合わせて発問を選ぶことや変更がしやすい点である。協議会では、これらの条件を照合した上で、①生徒も教師も扱いやすいB5判で別冊がないため、ノートが工夫できること。②教材のバリエーションが豊富で、様々な視点を持ちながら生徒が主体的に考え、深められるように工夫されていること。③若年層教員にも1時間の展開がイメージしやすい構成で、具体的な発問も記載されており、問いの追加や変更がしやすいこと。以上の理由から、光村図書が協議会において、合議の上、選定された。

続いて、特別支援学級で使用する一般図書についてである。特別支援教育担当の研究調査委員の報告を基に、協議会の委員による議論を経て、選定した。理由は3点ある。①具体性が

あり、日常生活に活用できる内容であること。②カラー写真、イラストや記号を使って、わかりやすく表現されていること。③興味・関心を持ちやすい内容を取り上げ、系統的に学べること。以上の理由から、それぞれ障がいの程度に応じた適切な教科書であると判断して新たに選定し、一般図書一覧に追加した。

それではこの後、既に何度も見ていただいているが、最終の確認であるため、手に取って見ていただきたい、と概要を説明

各委員が、選定された教科書を閲覧

古本委員長職務代理者

今回は例年と違い、あらかじめ別の日に来て、教科書を読んだ。非常に良い機会でじっくりと見た。私個人の意見であるが、光村図書の教科書は他のものと比べ、とても良いなと思った。その個人的な理由は、やはり読む人のことを考えていると思ったからである。編集者が非常に優秀なのだと思うが、色々なバリエーションで飽きないように、かつ色々なことに対する説明があって、授業をやることを考えられているため、妥当だと思った、と発言

古本委員長職務代理者が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第25号は全員賛成で原案どおり可決された。

古本委員長職務代理者が

平成30年習志野市教育委員会第7回定例会の閉会を宣言